

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

1 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

2 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	取消年月日
株式会社空き家快傑工房 藤木 武人	黒川郡大郷町中村字地浦1	(般-04) 第22969号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	令和8年1月5日
株式会社五光製作所 大槻 一男	柴田郡大河原町大谷字一軒地7-1	(般-04) 第12593号	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業	令和8年1月7日
株式会社ベストアシスト 淵ノ上 広樹	仙台市泉区南光台5-6-24	(般-05) 第21715号	一部廃業 一般建設業 電気工事業 電気通信工事業	令和8年1月7日
株式会社千葉塗装工業 千葉 将太	仙台市宮城野区蒲生1-113-9	(般-03) 第20920号	全部廃業 一般建設業 塗装工事業	令和8年1月8日